

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市使用料等審議会

2 開催日時

平成25年10月2日（水） 午前9時30分から午前11時30分まで

3 開催場所

市民会館臨時庁舎1階101号室

4 出席した者の氏名

(1) 水戸市使用料等審議会委員

藤澤二三夫，高橋京子，齋藤章，高畑健兒，楢崎ひろ子，木内令子，幡谷信勝，渡邊妙子，
根本順一，田山知賀子，永井教子，中村眞一，井上繁

(2) 執行機関

財務部長 清水修，財政課長 園部孝雄，財政課課長補佐 梅澤正樹，
財政課財政係長 堀野辺直，財政課財政係員 宮川善行，
農業技術センター所長 大峰正美，農業技術センター花と緑係長 城山美穂，
住宅課長 池口健二，住宅課係員 中藤崇，
生涯学習課長 大録好文，生涯学習課少年自然の家所長 一木淳，
地域振興課長 佐藤則行，地域振興課課長補佐 小林一仁，
市民課長 齊藤真宏，市民課管理調査係長 白田美由紀，
観光課長 白石嘉亮，観光課係員 北井文規

5 議題及び公開・非公開の別

検討対象のヒアリング（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

(1) 平成25年度使用料等審議会ヒアリング日程表

(2) ヒアリング調書その1（10月2日分）

(3) 受益者負担適正化の検討の観点について

9 発言の内容

- 執行機関 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまから平成 25 年度の第 3 回水戸市使用料等審議会を始めさせていただきます。
なお、____委員、____委員は御都合により欠席との連絡をいただいております。
早速ですが、会長、議事をよろしくお願いします。
- 会 長 それでは、審議会としては 3 回目ということになりましたけれども、今日から 3 回にわたりまして、それぞれの使用料等の担当課から御説明をいただくということになります。
各担当課の皆様におかれましては、御多忙のところ、使用料等審議会に御協力いただきまして、ありがとうございます。
担当課の皆様の一つだけお願いがございます。御説明の後に必ず、現行の使用料についてどのようにお考えなのか、つまり現状で妥当であるのか、あるいは値上げが必要であるのか、場合によっては値下げが必要であるのかということについて、担当課としての考えをお聞かせいただければと思います。
まずは、今後の日程、進め方について、事務局から説明をお願いいたします。
- 執行機関 (資料 平成 25 年度水戸市使用料等審議会ヒアリング日程表、ヒアリング調書その 1 (10 月 2 日分)、受益者負担適正化の検討の観点について説明)
- 会 長 ありがとうございます。
それから、委員の方をお願いでございますが、説明に対しての質問でございますが、一つのテーマについて解決してから、次の質問をしてください。このようにして一つ一つ疑問を解決していくという進め方にしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。
それでは、早速、ヒアリングに入りたいと思います。
まずは、農業技術センターでございます。園芸指導センター使用料、植物公園入園料、二つの使用料についてヒアリングを行います。
初めに、園芸指導センター使用料、これは浴室ということでございますが、これについて御説明をお願いいたします。
- 執行機関 (資料 ヒアリング調書その 1 (10 月 2 日分) に基づき、園芸指導センター使用料について説明)
- 会 長 ありがとうございます。現行のままでいくか、それとも改定するのか、そのようなことは、ヒアリングが終わってから審議会として検討していくので、今日は事実関係とか疑問点等があれば、委員の皆様から質問していただければと思います。
- 委 員 需用費の中で、光熱水費が面積按分になっていますが、別に浴室だけ分けて計測するような設備は造れないということですか。それは難しいということですか。

執行機関 例えばトイレなどは、職員と利用者が共同で使っています。浴室が入っている管理棟で一つしかない施設も共同で使っているの、難しいかなと思います。

委員 昭和 62 年に建てられたということで、被災した際には修繕もしたということですが、今後の耐用年数、これからの改修計画等の見通しはどのようになっているのですか。

執行機関 清掃工場が平成 30 年に移転する予定でございます。これに伴いまして、浴室を今後どうしていくのかについては検討段階でございます、まだ決定はしておりません。

会長 他にありますか。

委員 受益者負担率は、基準が 50%であるのに対し、19.2%というのが実情ですが、この差についてどのように考えていますか。基準値に近づけるための努力をする余地があるのですか。

受益者負担率を向上させるには、使用料収入を上げるか、運営コストを小さくするかですね。運営コストで、人件費が高額になっている。これを小さくするには、例えば外部委託にするとか、方法があるかと思うのですが、どのようにお考えなのでしょうか。

執行機関 人件費ですが、正職員が 1 人、臨時職員 1 人です。正職員の業務内容は、浴室だけではなく、園芸指導センター全体の配管、機械の管理をしております。臨時職員の業務内容は、料金の徴収等でございます。また、外部委託という面では、配管のメンテナンスや浴室の清掃など、可能な部分は既に委託しております。ですので、これ以上人件費を少なくするのは難しいかなと考えております。

委員 要するに、自衛隊に倣っていえば、正職員は背広組、現場での作業をする民間会社は制服組ということですね。参謀本部的なところに正職員が必要というのはしょうがないと思うのですが、例えば人件費の積算概要のところにある 0.3 を 0.2 にするとか、行政改革というものは、このようなところにメスを入れなければならないと思います。

会長 ありがとうございます。
他にはありますか。

委員 委託料ですが、契約方法は随意契約ですか、競争入札ですか。

執行機関 競争入札です。

会長 それでは、よろしいでしょうかね。
これで園芸センター使用料（浴室）についてのヒアリングは終わりにしたいと思います。

引き続き農業技術センターから、植物公園入園料についての御説明をお願いいたします。質疑の時間を多く取りたいので、御配慮をお願いします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その1 (10月2日分)に基づき、植物公園入園料について説明)

会 長 ありがとうございます。
それでは、質疑に入らせていただきます。
受益者負担率を上げるのは、入場者をどのようにして増やしていくかということが大事なかなと思います。この点に関しては、どのようなことをされていますか。

執行機関 開園の頃は多くの来場者がありまして、15万人程度あったのですが、毎年毎年少しずつ減っていきまして、5万人程度になってしまいました。そのような中で、植物公園として、さまざまなボランティアの活用、また、植物館という建物を利用して、さまざまな団体による展示を行っております。多くの団体に展示していただいたり、ボランティアの方には植物の栽培等にも御協力をいただいております。その効果もありまして、入場者が減る傾向をストップできました。大震災の関係でまた落ち込みもありましたが、減っていく傾向を止めることはできたかなと考えております。

会 長 ありがとうございます。

委 員 上国井町にある七ツ洞公園は無料ですよ。あそこは有料にする予定はないのですか。何度か行ったことがあるのですが、非常にいい公園ですよ。

執行機関 七ツ洞公園は公園緑地課の管轄でして、申し訳ないのですが、私どもでどうこう言えません。

委 員 植物公園への指定管理者制度の導入を検討したことはあるのですか。

執行機関 昨年度、行政改革のヒアリングがございまして、その中で検討されたのですが、現状維持ということになりました。

委 員 指定管理者より直接経営したほうが安いということですか。

執行機関 さまざまな要因がございます。例えば、観光施設としての植物公園を運営していくのに、他の課とのいろいろな協議があるとか、技術者としてこれまで育ててきた市役所の職員を活用するとか、さまざまな意見が出て、直接経営という結論をいただいております。

委 員 私もよく植物公園を利用するんですが、いい施設だと思うんですよ。
さきほど観光という言葉が出ましたが、その辺にもう少し力を入れて入場者を増やすことを考えたらいんじゃないかなと思いますね。園長が一生懸命やっていて、いろんな形でPRしているようですが、まだまだ足りないのかなと。

委 員 市外から来る方に向けて、もっと観光スポットということで宣伝してほしいと思

ます。市内の方と市外の方の入園者数の割合はどうなっているのですか。

執行機関 市内の方と市外の方で入園料が同じ額ということもございまして、統計がございません。

委 員 市外に対しての宣伝は、具体的にどのようなことをされているのですか。

執行機関 市外のほうについては、子どもたちに遠足やイベントに来ていただきたいということで、近隣の市町村にチラシを配っています。また、観梅の時期等に水戸徳川家の蘭や水戸藩の薬草等の展示を実施して、新たな魅力を発信したり、テレビを通して植物の栽培状況や種類について宣伝しています。

委 員 平日と休日の入園者の割合は把握されていますか。

執行機関 数字としての統計はありませんが、一般的には休日のほうが圧倒的に多くなっています。お花がきれいな季節や展示会をやっている期間等は、平日でもたくさんの方に来ていただいております。

委 員 受益者負担率を上げるには、入園者の件数を上げなければなりませんね。これはやはり件数目標を設定して、その目標に向かって戦略を練って、アプローチしていく努力が大切なのではないかと思います。

執行機関 おっしゃるとおりだと思います。今後、努力をしていきたいと思っています。

会 長 よろしいでしょうかね。

それでは、植物公園入園料のヒアリングを終わりにします。御協力ありがとうございました。

事務局にお伺いしますが、ヒアリングを終えた方は退出していただくのか、このまま残っていただくのか。

執行機関 残っていただきます。

会 長 引き続きヒアリングを進めますが、今度は住宅課でございます。市営住宅駐車場使用料について、御説明をお願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その1 (10月2日分) に基づき、市営住宅駐車場使用料について説明)

会 長 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、質問等をお願いいたします。

委 員 市営住宅の周辺は路上駐車が見受けられるのですが、1戸当たりの車の台数と駐車場の台数は見合っているのですか。路上駐車している方は駐車場使用料を払っていない

と思うんですが、そういう状況は条例に照らして違法性はないのでしょうか。

執行機関 確かに路上駐車が見受けられるところがございます。市営住宅は入居者として低額所得者を対象としているので、1戸当たり1台で駐車場を整備しております。世帯によっては2台、あるいは3台所有していることがあるかもしれませんが、そういう方については、駐車場が空いている場合には提供しております。それでも足りない場合には、民間の駐車場を借りるように指導しております。

委 員 そうすると、1戸当たり1台が原則で、場合によっては1戸当たり2台、3台と所有していることがあるということですね。そのような場合は、申告させているのですか、あるいは日頃から確認されているのですか。

執行機関 2台、あるいは3台所有しているかについては、現状では確認行為を行っておりません。ただ、路上駐車があった場合には、民間駐車場を活用してほしいということを文書等で通知しております。

委 員 市で整備した駐車場は、各団地で空きがある状況ですか。

執行機関 そんなにないですね。多少ある程度です。

委 員 多少あるのであれば、路上駐車している入居者に空いている駐車場を提供すれば、使用料も増えますよね。河和田団地なんかは特に路上駐車が多くて、火事になったらどうするんだろうといつも思うんですよね。

執行機関 河和田団地なんですけど、建替えが平成12年から始まっています。それ以前の住宅は昭和52年度までに建てられていまして、駐車場がございません。そのため、民間の駐車場が周辺に多くありまして、そちらでの対応は可能である状況でございますので、路上駐車をしないように指導はしております。平成12年以降に建てた住宅については駐車場を整備しておりますので、空きがある場合には、御指摘のとおり、路上駐車をしている入居者に対して、空いている駐車場をあっ旋していきたいと思っております。

会 長 他はよろしいでしょうかね。

それでは、住宅課の市営住宅駐車場使用料についてのヒアリングは終了とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、生涯学習課でございます。少年自然の家使用料について、御説明をお願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その1 (10月2日分) に基づき、少年自然の家使用料について説明)

会 長 ありがとうございました。質問等をお願いいたします。

委員 さきほどの説明で、使用料金が10円単位は分かりにくいから、100円単位にしてほしいという話がありましたが、一方で、料金は当面、現状維持とし、平成28年度の大規模改修後に見直したいという話がありました。100円単位への見直しというのは、今すぐにはではなく、大規模改修後ということによろしいですか。

執行機関 そうです。少年自然の家は、使用料だけでなく、例えば四季の体験教室の参加負担金や食事代等、さまざまなお金を徴収しています。食事も安くていいものを提供しようと努力しております。それらを全てリニューアルした形で、28年度から始めたいと思っています。そのような経営戦略も練っている状況です。

委員 あそこは非常にいい施設だと思うんですが、近くにある山根小学校が廃校になってしまいましたね。あそこの跡地とか森林公園とか、周辺の活用を考えた形でのリニューアルというのは考えられないのでしょうか。

執行機関 地元とのタイアップということで、今すぐできる事業としては、果樹園を利用したりりんご狩り等があると思います。
御指摘のとおり、地元を巻き込んだ事業というのは、大切なことだと認識しております。リニューアルの際には、食堂も地元が開かれた形で、例えば地元の食材を使ったりですか、そういう形を考えております。

委員 公園のほうに行く道路が新しくなりましたね。石塚方面から水戸へ行くルートでもあるんですね。交通の便がいい地区ということでの活用ができるのではないかなと思います。

委員 受益者負担率ですが、基準は50%ですが、現在は5.7%で、かい離が大きい。いろいろ努力はされているかと思います。
資料の説明の中で、ボランティアを活用しているという話がありましたが、非常にいいことだと思います。この活用しているボランティアというのは、組織化されたものですか。しっかりした体制でボランティアの協力を得られているかという視点からお伺いいたします。

執行機関 現在は5名ほど登録していただいています。個別に来ていただきたい日をこちらからお知らせしています。ボランティアの方も、どこまで手伝っていいのか、職員とも全ての方が打ち解けた状態ではないので、まだ試行錯誤の段階です。将来的には希望者が登録して手伝っていただく形になればいいなと思っています。

委員 これから強化していこうというお考えですね。

委員 資料で土浦市の料金を見ますと525円とか840円といった数字なので、消費税が入っているのですか。これは消費税がかかるのですか。

執行機関 消費税は使用料、手数料には賦課してもいいことになっています。したがって、

土浦市については、改定のときに使用料を500円から525円というように上げたのではないかと推測されます。ですから、水戸市でも、消費税が増税された際には、その分を賦課する使用料、手数料がございます。

委員 水戸市はその分を納税するのですか。

執行機関 納税はしません。仕入れの際の経費が増えるということです。

会長 他はありますか。

委員 私も何度か少年自然の家を使ったことがあるのですが、非常に老朽化していますね。運営について大変努力をされていることが、説明を聞いていて分かりました。

ここは、山根中学校の跡地を利用していますね。近くに山根市民センターがありまして、そちらにも市の職員が1名いて、嘱託の方もいる。少年自然の家には市の職員が3名いて、同じ地区に市職員が4名もいるというように感じてしまうんですね。できればリニューアルする際に統廃合をして、職員3名を2名にすることも嘱託を活用すれば可能なのではないのかなと思うのですが。宿泊施設があるので、責任のある方が交代で必要であれば、3名必要なのかなとは思いますが、1名くらい減らしてもいいのではないかと。これについてはどのようにお考えですか。

執行機関 市民センターについては、公民館の頃は教育委員会所管だったのですが、現在は市長部局の所管になっております。私どもからは申入れはできるかとは思いますが、人件費のことまで考えた合理化の動きというのは、今のところございません。一つの提案として受け止めさせていただきます。

委員 窓口の数が増えるということは、人件費が増えるということですよ。ですから、組織が違うからということではなくて、こういう連携できる場所は一つの窓口にすれば、市民の方も使いやすくなると思います。

委員 私がさきほど申ししたのは、山根市民センターと同じ敷地にあるような印象があるんですね。どうせなら、リニューアルする際に、一つの建物に市民センターと少年自然の家があってもいいのかなと。山根地区は小学校も幼稚園もなくなっている、住民も少なくなっているのではないかとということで、縦割りで考えるのではなくて、一つの建物に二つの担当課があってもいいということです。また、人件費も、正職員3名を1名減らして嘱託員にすれば、費用を削減できるのではないかとということです。さきほど、そういう提案をさせていただきました。

会長 他はいかがでしょうか。

ないようですので、生涯学習課の少年自然の家使用料のヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。

執行機関 ありがとうございました。

会 長 続きます。地域振興課で、水戸市国際交流センター使用料でございます。よろしくをお願いします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その1 (10月2日分) に基づき、国際交流センター使用料について説明)

会 長 ありがとうございます。質問等をお願いいたします。

委 員 国際交流センターの目的というのは、国際交流活動ということですが、私もよく目的外で利用させていただいてまして、立地も水戸市の中心市街地ということで、非常に機能しているなど認識しております。

目的外使用の内容がどのようなものなのかという疑問があります。私は消費生活センターにいますので分かるのですが、市外からの利用者でマルチ商法的なものが見受けられるのですが、この現状をどのように捉えていますか。

執行機関 目的外使用の内訳としましては、全体で972件のうち、市内の方611件、市外の方361件でございます。主な目的外使用の内容でございますが、逆にいいますと、目的内は何なのかという話になるんですが、これは条例に規定されておまして、主に五つほどございます。読み上げますと、一つ目は「海外諸都市との国際交流の推進に関すること」、二つ目は「市民の国際交流活動に対する支援に関すること」、三つ目は「国際交流に関する講演、講座、研修等に関すること」、四つ目は「市内に在住する外国人に対する支援に関すること」、五つ目が「国際交流に関する情報の収集及び提供に関すること」でございます。現在、指定管理者として公益財団法人国際交流協会が運営をしている状況ですが、この五つの目的をもって公益財団法人の認定を受けております。

御質問にありました目的外使用の内容でございますが、主なものといたしましては、民間会社による社内研修や採用面接といった社内会議や、国、県、市につきましては減免対象となっておりますので、利用が結構ございまして、例えば環境問題に関する研究会ですとか生涯学習の会議等がございます。それ以外につきましては、地元の町内会が利用する場合に、目的外利用として認めている状況でございます。商法的なものについては、原則認めてございません。

委 員 そうしますと、商法的なものは認めないというスタンスということでしょうか。

執行機関 そうですね。使用申請の際に、使用目的を申請書に記載していただけます。その内容を確認した上で貸出しをしておりますので、原則認めていないと認識しております。

委 員 例えば占いですとかマルチ商法等が利用していると聞き及んでおりますので、目的外の使用については、よりいっそう内容確認をきちんとしていただければと思います。

それと、国際交流に係る目的使用であれば優先性があるということですが、一つの団体がいつも使用しているというようなことは自由なのですか。

執行機関 目的使用と目的外使用は、申請の受付期間を変えてございます。目的使用の申請期間を長く取って、優先性を認めております。そのルールを守った上で、目的外使用に空いていればお貸ししている状況でございます。

委員 県や県内市町村の国際交流施設との使用料の比較はしていますか。

執行機関 他の県内市町村にある国際交流施設の使用料は、調べてございません。というのも、県央地域ですと、東海村と水戸市にしか国際交流の施設がないというのが現状でございます。また、県内全体で見ましても、調べた範囲では、国際交流協会という団体自体はそれぞれの役所の所管課の中に設置しているようなのですが、施設自体が存在するのは鹿嶋市しかありません。

委員 使用料は、他市町村と比較せずに、水戸市独自で決めたということですか。

執行機関 水戸市として、例えばボランティア会館ですとか類似施設がございますので、そちらを参考にしております。

委員 国際交流センターは建物の中に何種類かの部屋があるようですが、各部屋ごとの利用率はどうですか。

執行機関 平成 24 年度の実績では、研修室の利用率が 53.2%，実習室が 45.4%，調理室が 39.4%，和室が 27.5%，多目的ホールが 40.1%となっております。和室が畳ということもありまして、利用率が若干低いという状況となっております。

委員 まだ利用できる余地がありそうですね。受益者負担率が 41.5%ですが、利用率を向上させるためにはどうすればよいとお考えですか。

執行機関 設置目的が国際交流となっておりますので、利用率を上げるにしても、目的内使用との兼ね合いがございますので、難しい部分もございますが、可能な限り PR 等に努めていきたいと考えております。

委員 国際化というのはどんどん進展していく。水戸市の国際化に向けて努力していただきたいと思います。

執行機関 茨城県の県都であるということと、さきほど申しましたが、県内に国際交流施設の数が少ないということも考慮いたしまして、他市町村の分もある程度賄わなければならないという責任があると考えております。特に県央地域につきましては、広域連携を図っていくという協定も締結しているということで、国際交流についても連携していきたいと考えております。

委員 資料に人件費がありませんが、どうしてですか。

執行機関 受益者負担率という発想からすると、本来目的の方は利用料金を払いませんので、受益者負担率を算定すべき施設ではないということで、料金で判断していただきたいので、この資料を作らせていただきました。

委員 人件費のお話が出ましたが、午後6時から9時というのは残業手当が支給される時間帯だと思うんですが、午後1時から5時の使用料と同じですね。また、午前と午後の使用料を比べると、午前のほうが安いですね。人件費を払う側から考えると、午前と午後、つまり午前9時から正午までと午後1時から午後5時までは同じ人件費で、残業勤務手当が発生する午後6時から午後9時は人件費が高くなると思うんですね。現在の料金体系には何か理由があるのですか。

執行機関 職員体制についてですが、正職員は協会に2名おります。その他に嘱託員とパートがおりまして、夜間につきましてはシルバー人材センターへ委託しております。そのような形で経費削減に努めております。

会長 大前提として、市の職員が直接運営管理しているのではなくて、指定管理者に委託しているということです。指定管理者である国際交流協会の中でのやりくりであろうと思います。

それから、さきほどの____委員の質問に関連してですが、マルチ商法の話が出ました。物事を悪意に考えた場合、そのような業者に国際交流センターという公的な施設を利用され、万が一にもマルチ商法的な行為が行われているという事実があれば、非常にまずい事態です。目的外使用の中身の精査については、しっかりやる必要があると思います。市という信用力を笠に着て市民をだますということが万が一にもあれば、非常にゆゆしき問題でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他はよろしいでしょうか。

それでは、地域振興課の国際交流センター使用料のヒアリングを終わりにします。ありがとうございました。

続きまして、市民課の住民基本台帳カード交付手数料でございます。それでは、御説明をお願いします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その1 (10月2日分) に基づき、住民基本台帳カード交付手数料について説明)

会長 ありがとうございました。質問等をお願いいたします。

委員 事務経費の消耗品費にカード用のインクとありますが、カードに印字をする際はそのような機械を使用するのですか。

執行機関 エンボスという機械を使って印字をしております。

委員 事務経費に計上されていないのですが、その機械についてメンテナンスは必要ないのですか。

執行機関 確かではないのですが、機械については国からの貸与ではないかと思います。

委員 そうすると、機械が故障した場合には、国から無償でもらえるということですか。受益者負担率が下がってしましますが、もし維持費が掛かっているのであれば、コストに計上しなければなりませんね。

会長 国ではなくて、地方自治情報センターかもしれませんね。

委員 分かれば、後で教えてください。

会長 他はどうでしょうか。

委員 平成 28 年度で住基カードが廃止になるのは、国の指針ですか。

執行機関 法律で決まっています。マイナンバーカードになります。平成 28 年からは発行しないで、経過措置として有効期間が設けられています。発行はしませんが、有効期間があるということです。ただし、マイナンバーカードを作った時点で、住基カードは使えなくなります。

委員 住基カードは、導入の際、国でもいろいろ議論がありましたね。利用者は少なかったということでしょうか。

執行機関 水戸市ですと、約 4%程度です。

会長 他はよろしいでしょうか。
それでは、市民課の住民基本台帳カード交付手数料のヒアリングを終わりにします。ありがとうございました。
続いて、観光課の優良観光土産品登録手数料です。御説明をお願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その 1 (10 月 2 日分) に基づき、優良観光土産品登録手数料について説明)

会長 ありがとうございます。質問等をお願いいたします。

委員 優良観光土産品に認定されると、土産品には何か印が付くのですか。

執行機関 優良観光土産品には、パッケージにシール又は印刷で推奨マークが付きます。それを目印としてお客様に認知していただきます。以前はシールが多かったのですが、ここ 10 年くらいは包装紙に印刷している事例が多いです。また、認定証をお渡ししまして、お店の見えるところに貼っていただいている状況です。

委員 認定してもらう方はお金を払っているのですから、もう少しプラスになるものがな

いと、認定してもらった価値がないのかなという気がします。例えば、もう少し宣伝すれば、認定された効果があるような気がします。

執行機関 認定された土産品については、市民ガイドブック、ちらし、フェイスブック等で宣伝しております。

委員 優良観光土産品に登録する際に、審査会を開きますよね。認定されると、毎年更新ですか。

執行機関 認定されると、有効期間は2年間です。

委員 そうすると、シールはいいのですが、包装紙に推奨マークを印刷されてしまったら、どうするのですか。包装紙なんかは1回に何万枚と購入してしまいますよね。場合によって、有効期間が過ぎても、推奨マークの付いた包装紙を使ってしまうのではないのでしょうか。

執行機関 認定されていないものに推奨マークの付いた包装紙を使うことはできません。そういうことで御理解をいただいております。

委員 他市の状況を見ると、日立市は1件1万円ですね。これは1万円に相当する何かいいことがあるのではないかと思うのですが、この日立市の事例は調べたほうがいいのではないかと思います。

執行機関 調べたところによりますと、内容は水戸市とほとんど変わりません。日立市は商工会議所でやっております、行政でやっている水戸市とは少し考え方が違うのかなとは思っています。

会長 他はいかがでしょうか。

委員 優良観光土産品ですが、これは自薦ですか、他薦ですか。

執行機関 土産品を作っている会社から申請書を提出していただいて、それから審査会で審査して認定という流れになります。他薦があったとしても、最終的には土産品を作っている会社から申請書を提出していただきます。また、審査会で認定されないこともございます。

委員 ブランド品を育てるという意味での優良観光土産品だと思うのですが、そういう意味では、例えば市民からアンケートで意見をいただくとか、そのようなことが必要かなと思うんですね。そうすれば、市全体に情報が行き届くのではないかと。市内の優良観光土産品を育てるという意味でも、市民への周知は必要かなと思います。今は優良観光土産品があまり周知されていない気がします。市民の意見で優良観光土産品に認定されれば、認定されたほうも自負を持つのかなと。

委員 例えばですが、土産品フェアを開催するとか、もう少し市民の目に触れる機会を増やしていただくとか、市民に認知されて、本当の意味での優良観光土産品なのかと思います。

委員 観光客や市外から来た方は、優良観光土産品の認定マークがお土産を購入する際の一つの基準になると思うんですよ。ブランド品という意味において、例えば1,000円で売っていたものを、ブランドという付加価値が付くことによって1万円で売れたという事例もあるんですね。認定数が49件しかないのに、事務処理コストがこれだけかかるというのは、もちろん行政と民間の違いはありますが、商業をやっている目線からすると、考えにくい状況です。企業のほうは、優良観光土産品に認定されることによって、ブランド的な魅力が向上する、あるいは水戸市から推奨されているという誇りを持てるのであれば、多少値上げしても認定を受けたいと思うんですよ。例えば3,000円から5,000円に値上げしたから申請しないということにはならないと思います。

委員 認定している土産品で、食品と例えば七面焼きや水戸黒のような非食品の割合はどのようになっているのですか。

執行機関 農人形や黄門人形以外は大部分が食品でございます。また、七面焼きと水戸黒は、今のところ試作品ですので、申請はない状況でございます。

委員 日経リサーチによると、茨城県のブランド力は最低だそうです。箱にシールを貼ったり印刷しているだけでは、ブランド力は上がらない。やはり中身が大事、メーカー側の努力も非常に重要になってくる。行政は申請があったものを審査する。そのような意味で、関係者が高い水準で物を見るということが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

執行機関 おっしゃるとおりです。

会長 ありがとうございました。

それでは、観光課の優良観光土産品登録手数料についてのヒアリングを終わりにします。ありがとうございました。

これで、本日予定しておりましたヒアリングは終了いたしました。

議事の2番目、その他に進みます。事務局、お願いします。

執行機関 さきほど少年自然の家使用料のところ、消費税のお話がありましたが、補足して説明いたします。

一般会計は消費税を払わないのですが、仕入れ経費に消費税が掛かるので、使用料、手数料を改定するものがあるという説明をいたしました。仕入れ経費の中でも消費税が掛かる部分と掛からない部分がございます。消費税の改正によってコストがどのように影響を受けるのかということをお互いに勘案して対応していきます。この点について少し説明が不足しておりましたので、補足いたします。

会 長 ありがとうございました。

執行機関 次回は10月9日、9時30分から、今日と同じ会場で行いますので、よろしく
お願いいたします。

会 長 これにて今日の議事は全て終了となります。事務局に進行をお返ししたいと思
います。

執行機関 それでは、以上をもちまして、第3回使用料等審議会を終了させていただきます。
ありがとうございました。